

平成17年第2回臨時会 H17.2.23
平成17年第2回西予市議会臨時会会議録(第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成17年2月23日
1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
1. 開 会 平成17年2月23日
午前10時00分
1. 閉 会 平成17年2月23日
午前11時36分

1. 出席議員
1 番 剛 清 宏 幸 志 文 三 義 男 三 生 廣 義 昭 夫 秋 吉 勇 男 義 俊 和 千 朗 三 男 男 盛 元 重 重
2 番 中 山 宮 島 親 川 野 川 井 本 野 井 野 野 好 山 井 頭 本 本 川 原 地 宮 田 本 野 竹 宮 本 野
3 番 宇 都 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
4 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
5 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
6 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
7 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
8 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
9 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
10 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
11 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
12 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
13 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
14 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
15 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
16 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
17 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
18 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
19 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
20 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
21 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
22 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
23 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
24 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
25 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
26 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
27 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
28 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
29 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
30 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
31 番 松 元 嶋 沖 森 亀 名 河 藤 浅 浅 三 岡 酒 兵 山 山 梅 鍵 菊 宇 都 岡 山 平 大 一 坂 浅 員
3 欠席議員

1. 欠席議員
1. 会議録署名議員 岡山 山井 清 宇 秋 吉 之 三 好 宮 好 宮 藤 宇 英 芳 俊 正 豊 若 一 則 正 福 安 貞 忠 享 孝 千 一 浪
1. 地方自治法第21条による説明のため出席した者の職氏名

市長 二 静 治 明 二 夫 彦 志 昭 康 夫 夫 男 重 憲 明 夫 司 氏 名
副市長 藤 宇 英 芳 俊 正 豊 若 一 則 正 福 安 貞 忠 享 孝 千 一 浪
入 育 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
企 画 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
設 計 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
生 産 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
教 育 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
明 治 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
野 村 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
城 川 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
三 瓶 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
病 院 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
消 防 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
総 務 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
財 政 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
企 画 部 長 藤 森 本 野 玉 鬼 本 甲 井 倉 水 水 吉 井 別 紙 の と お り
1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
1. 議事日程
1. 会議に付した事件
1. 会議の経過

議 事 日 程
1 会議録署名議員の指名 (16番 岡山清秋、17番 酒井宇之吉)
2 会期の決定 (2月23日 1日間)
3 承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて

平成17年第2回臨時会 H17.2.23

承認第2号	専決処分第2号の承認を求めることについて
承認第3号	専決処分第3号の承認を求めることについて
承認第4号	専決処分第4号の承認を求めることについて
承認第5号	専決処分第5号の承認を求めることについて
承認第6号	専決処分第6号の承認を求めることについて
承認第7号	専決処分第7号の承認を求めることについて
承認第8号	専決処分第8号の承認を求めることについて
4 議案第7号	西予市野村町エコセンター新築工事変更請負契約について
5 議案第8号	西予市内小中学校校内LAN端末等の取得について
6 議案第9号	西予市職員の退職手当の特例に関する条例制定について
7 議案第10号	西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例制定について
8 議案第11号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について
9 議案第12号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について
追加 議案第13号	平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
追加 議案第14号	西予市長及び助役の給与の減額に関する条例制定について

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて
	承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて
	承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて
	承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて
	承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて
	承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて
	承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて
	承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて
4	議案第7号 西予市野村町エコセンター新築工事変更請負契約について
5	議案第8号 西予市内小中学校校内LAN端末等の取得について
6	議案第9号 西予市職員の退職手当の特例に関する条例制定について
7	議案第10号 西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例制定について
8	議案第11号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
9	議案第12号 西予市乙亥の里の指定管理者の指定について
追加	議案第13号 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
追加	議案第14号 西予市長及び助役の給与の減額に関する条例制定について

開会 午前10時00分

- 議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は31名であります。これより平成17年第2回西予市議会臨時会を開会いたします。
三好市長より今臨時会招集のあいさつがあります。
- 三好市長 皆さん、おはようございます。
平成17年第2回西予市議会臨時会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。
立春が過ぎたといえどもまだまだ寒い日が到来するこのころでございます。暦の上ではあと十日もすると啓蟄となります。冬ごもりをしていた虫が穴からはい出してくると言われております。
私どもの西予市も、平成17年度に向け今まで培ってきた、また温めてきた構想、施策を議員の皆さんや市民の皆さんに提示できるよう進めているところでございます。そういう意味でも、市の啓蟄が近づきつつあると思っているところでございます。
- 本日は、議員各位の出席をいただき、本年第2回目の臨時会を開催することといたしました。提案する案件は、専決処分による承認および当面する議案であります。よろしくご審議をいただきまして決定をいただきますようお願いを申し上げます。
- 議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時03分）
- 議長 再開します。（再開 午前10時35分）
これより本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。
- （日程1）
- 議長 今回の会議録署名議員に16番岡山清秋君、17番酒井宇之吉君の両名を指名いたします。
- （日程2）
- 議長 会期についてお諮りいたします。
今回の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日1日間と決定いたしました。
- （日程3）
- 議長 承認第1号「専決処分第1号の承認を求めることについて」から承認第8号「専決処分第8号の承認を求めることについて」までの8件を一括議題といたします。
- 理事者の説明を求めます。
- 森総務企画部長 承認第1号「専決処分第1号の承認を求めることについて」、承認第2号「専決処分第2号の承認を求めることについて」、承認第3号「専決処分第3号の承認を求めることについて」、承認第4号「専決処分第4号の承認を求めることについて」、承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて」、承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」、承認第7号「専決処分第7号の承認を求めることについて」、承認第8号「専決処分第8号の承認を求めることについて」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。
- この承認第1号から第8号までは、愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について。愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について。愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について。愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について。愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について。愛媛県町村議会議員公務災害補償

等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について。それぞれ専決処分の承認を求めるものであります。

八幡浜市及び保内町が合併し、平成17年3月28日から八幡浜市が発足することとなりました。これに伴い愛媛県市町村職員退職手当組合等関係一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合規約の変更及び財産処分の協議について、地方自治法第286条第1項及び第289条の規定により関係市町の協議が必要となり議会の議決を経なければならないところでありましたが、許可申請期日の都合上、議会を招集する暇がないと認められることから専決処分したものであります。

以上8案件、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより一括質疑を行います。

○24番宇都宮二朗君 これについては賛否はないわけではありますが、この団体等によりましての数が減少とか財産の処分について、西予市としてどのような影響があるのかお聞きをいたします。

○森総務企画部長 ただいまの宇都宮議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

合併によりまして組合を脱退しましても、また新団体に加入していくことになりますので、全体的に西予市に対しての影響等は一切ないものと考えております。

以上です。

○議長 以上で一括質疑を終結とします。

お諮りいたします。

承認第1号から承認第8号までの8件については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第1号から承認第8号までの8件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号から承認第8号までの8件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程4)

○議長 議案第7号「西予市野村町エコセンター新築工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○大森産業部長 それでは、議案第7号「西予市野村町エコセンター新築工事変更請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本契約につきましては、平成16年第1回定例議会で議決をいただき、株式会社東部総合建設代表取締役広瀬徹氏と工事請負契約を締結し、さらに同年第3回臨時議会で議決をいただき受電設備のための変更請負契約を行い、現在工事を進めているところであります。

このたび、1次処理、2次処理等における堆肥発酵に伴う熱及び蒸気による腐食防止対策を強化するルーフファンを4基設置するとともに、外壁と柱の間の雨水浸入を防ぎ水分調整に万全を図り、取り合い部分に水切りの設置をするなどの対応が必要となったため、203万5,000円を増額し、請負金額を2億4,067万円とする工事変更請負仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第7号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

(日程5)

○議長 議案第8号「西予市内小中学校校内LAN端末等の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○河野教育部長 議案第8号「西予市内小中学校校内LAN端末等の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市教育委員会では、西予市内の小・中学校をネットワークで結び、校内どこからでもインターネットができる環境や、各教科において情報機器を活用した教育を実施するための校内LAN端末等整備事業に取り組んでおり、今回事業に伴うパソコン等の端末機器を購入しようとするものであります。

購入する機械等の概要は、校内LAN用パソコン366台、プロジェクター32台及びソフトウェア一式で、去る2月14日に指名競争入札を行い、四国放教株式会社代表取締役松本庸子氏が6,205万5,000円で落札と決定し、備品購入仮契約をいたしましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○6番嶋川武文君 1つだけ、パソコン1台の平均単価をお伺いいたします。

○河野教育部長 単価の関係なんですけれども、一般の教諭とそれから校長の分と、ノートとディスクの関係がありま

すのであれなんですけれども、教諭用の分が全部で18万5,850円。それから、ディスクの関係が13万7,550円でございます。

○6番嶋川武文君 済いません、わかりやすくもう一回お願いします。パソコン1台ですから、ディスプレイもついたりわけですかね。その辺もう少し詳しくお願いします。

○河野教育部長 テレビのようなパソコンがあります。これも含めて、校長の分については中にソフトの分で容量が少ない分を入れておりますので、先ほど言いました金額になりますし、それから教職員の分については、通常の持ち運びができるノートパソコンで容量を余分に入れております。

○21番梅川光俊君 追加になるようですけれども、要領を得ません。

ディスクトップとかいろいろそういう部分があって、これがこれだけで、これがこれだけでこうなってますということの説明があれば理解できるんですけれども、中途半端でちょっとわかりませんので詳細の説明を願いたい。

以上です。

○河野教育部長 仮契約した契約書の写しを取り寄せますので、それから説明させていただいて構いません。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前10時50分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時00分)

○河野教育部長 先ほどのご質問にお答えをしたいと思います。

ディスクトップの関係なんですけれども、先ほど言いました金額と若干違っておりましたので、その分も訂正させていただきまして、数量を言いますと27で単価が10万6,870円。ディスクトップの関係が27台で10万6,870円、単価が。

それから、ノートパソコンの関係が、数量が339台で単価が13万8,060円がパソコンの単価と数量でございます。

○15番三好幸夫君 これ366台、今ちょっと数字変わったようですけど、これ市内にどのように配置されるのか、小・中学校ということになってますが、それと、今まで設置されてあるパソコンとの関係はどうなるんかちょっとお伺いしたいんですけど。

○河野教育部長 三好議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、先ほどの数量のパソコンの関係なんですけれども、文科省の方で規定しておる数と合わせますと、西予市では632台が標準、設置しなければならない基準にはなっておりますけれども、今回導入しますパソコン等の機種の設定になった基礎というのは、現在西予市内の小・中学校の教職員が403名おります。その中で既に旧城川町の小・中学校については、旧町時代に整備をされておりました。そこで城川の小・中学校が43名、それを引きますと360名になりまして、あと故障その他の関係で予備として6台を購入するということで366台。

それから、プロジェクターの関係なんですけれども、これも既に各学校で備品として購入しておる分がありましたので、小さい学校それから規模の大きい学校がありますけれども、プロジェクター32台を各学校に1台は入れるということで導入計画をさせていただいております。

以上です。

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第8号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

(日程6)

○議長 議案第9号「西予市職員の退職手当の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○別宮助役 議案第9号「西予市職員の退職手当の特例に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の発足に伴いまして、本市の職員数は1,066人となりました。そのうち普通会計に属する職員数は666人です。他の類似団体と比較をいたしますと、地理的条件等を考慮しても多いと思われるのでございます。合併協議の中で、新規採用者数は退職者の2分の1と確認をされており、10年後に約200人の退職予定でありますので約100人の減員を見込んでおりますが、本条例の施行により10年後で150人の削減を図り、人件費削減による行政のスリム化と財政の健全化に取り組みたいと考えておるところでございます。

本条例の主な内容は、勤続年数25年以上かつ年齢が50歳以上59歳以下の規則で定められる職員が勤奨により退職する場合に、退職手当を退職年齢により給料の100分の6から100分の70を給料基礎額として割り増し支給する本市独自の優遇措置であります。対象期間は平成17年4月1日から平成19年3月31日までとしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

先ほどの提案理由の中で、合併協議の中で新規採用者は退職者の2分の1と確認されておるところが不十分であったと思いますが、新規採用者は退職者の2分の1と確認されておるということを訂正をさせていただきたいと思います。「2分の1と確認」を「2分の1以内」というようにご訂正をお願いをしたいと思います。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第9号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

(日程7)

○議長 議案第10号「西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○大森産業部長 議案第10号「西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市宝泉坊ロッジは、昭和62年以来地域間交流の場、保健、休養の場として多くの宿泊者を受け入れてまいりました。現在当市では、宝泉坊温泉エリアを都市との交流の中心拠点と位置づけ、本格的な中・長期滞在にたえうる自炊型宿泊施設を建設中ですが、現ロッジとの一体的な利用により利用者の利便性を向上させ、農山村特有の自然環境と物産を最大限に生かした現代の湯治場を形成し、交流人口の増加を図りたいと考えております。

本条例は、従来のロッジと新設ロッジとを一体的に運用し、効率的かつ効果的な運営が図られる指定管理者制度を導入することにより、利用者に充実したやすしの場を提供するため制定するものであります。なお、本条例の施行に合わせ西予市宝泉坊ロッジ条例については廃止することといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○21番梅川光俊君 ちょっとだけお伺いをしたいと思います。

宿泊料金の値上げって条例の中に出てきておりますけれども、この辺のはこれできちんと設定をされて運営するのか、この中この範囲内で運営をされるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが、これ設定という形ですか。

○大森産業部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

これは、まだ指定管理者の指定をしておりませんので、決まった段階で再度協議はしてまいります。この範囲内ということでの協議になります。

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第10号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

(日程8)

○議長 議案第11号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 議案第11号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例が適用する関係法令の様式番号、字句及び条項が改正されたことから本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第11号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

(日程9)

○議長 議案第12号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○大森産業部長 議案第12号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市乙亥の里は、地域住民の憩いと相互交流、健康維持、増進と都市住民との交流を図りながら、商業の振興と地域の活性化、伝統文化の伝承を図ることを目的とした施設で、平成17年3月中の完成を目指し現在整備を進めております。

本施設につきましては、温浴施設、トレーニング室及び会議室等の施設の一部について管理運営を指定管理者に行わせることといたしまして公募を実施し、審査委員会での審査の結果、野村町商工会を指定管理者の候補者として選定いたしました。

その理由といたしましては、まず1つ目には、今回建設した乙亥の里の整備の目的と商工会の事業の目的が、中心市街地の活性化及び商業の振興を図ることであること。

2つ目には、中心市街地活性化基本計画の策定時から事業提案等に積極的に参画されているとともに、中心市街地の活性化のためのTMO事業と呼ばれる中小小売商業高度化事業計画を策定されていること。

3つ目として、野村町商工会は旧野村町における商工業振興事業の核となる組織であり、地域振興活動、経営改善普及活動などに積極的に取り組まれていることなど、総合的に施設の効率的、効果的な管理運営が実現できるものと判断したものであります。

なお、野村町商工会の概要及び本施設に係る事業計画については、別添の参考資料をご参照いただきたいと思います。よろしくお願いします。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○17番酒井宇之吉君 1点お尋ねを申し上げます。

乙亥の里もございまして、前条例の宝泉坊ロジの問題も委託管理者の問題がございまして、これがもし赤字とかいろいろな形が出てくる場合があるんですが、委託料的なものを考えとられるかどうか、その点だけお尋ねをいたしておきます。

管理責任者の方からそういうような話があったりするのは議案が成立してからというようなことになりましようし、シミュレーション計画書もまだ見てないわけでございますので、どうとは言えないんですけどもお考えがあるかどうかをお聞きします。

○大森産業部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、我々も当然危惧をしておる問題であります。ありますけれどもあくまでもこれは予想といいますが、されることではあります。まだ赤字が出るというふうに決定されているものではありません。現時点で、そのことについて市が運営費の補てんをするということについてはお答えといいますが、それは差し控えていただきます。

まずは営業努力をしてみよう。それでもなおかつ相当の営業努力してもなお運営がうまくいかないという時点になったときに、その時点で市がどういうふうにかかわりを持っていくのか、また市がどういう部分を負担をしていくのかという部分を、ある程度その運営の時間を見てから指定管理者と協議をしていきたいというふうを考えております。

○17番酒井宇之吉君 私の発言が少しずかたともございまして、赤字とか経営とかというお話をしたわけですが、指定管理者に対して委託料という形のもを端的に出す気持ちがあられるかどうかということだけで、フラットで聞きたいと思っております。

○大森産業部長 乙亥の里については委託料は出しません。

○1番田中剛君 指定期間を平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間と定められておりますが、期間選定の根拠を説明願います。

○大森産業部長 ただいまの質問にお答えをいたします。

この期間につきましてはこのことも議論をいたしまして、1年でやるということをやまずどうかということでも考えたのが出発点であります。1年では余りにも短過ぎると。それでは、本当に指定管理者がやる気を持ってやっていただけるのかどうかということの問題があるので、もう少し長くする必要があるのではないかと。じゃあ5年ということでも考えてみましたけれども、先ほどの私が申しました問題も出てまいりますので、5年というのはちょっと長過ぎるということで3年ということでも決定したわけでありまして、そう深い意味で3年というふうに決定したものではありません。

○1番田中剛君 平成18年4月1日には、西予市の5町の商工会が合併を予定されておりますが、この商工会の合併を見込んで指定期間を決められたらどうかと思いますが、この商工会の合併についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○大森産業部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

18年4月1日に商工会の合併ということはもう既にわかっていることでありますけれども、その合併に合わせてこの指定期間をどうするかということはお考えをしております。今であれば旧野村町の商工会であります。これから運営するに当たっての期間がどうであるかということをお考えして決めたわけでありまして、合併のことについては市が委託をする時点では考慮はしていません。

○21番梅川光俊君 また少し教えていただきたいんですけども、この指定管理者ですけどこれ野村町商工会、乙亥館すべてをここへ管理を委託されるのか、その辺の内容がちょっとわかりにくいので。いろいろ話は聞いておりますけれども、その辺説明を願ったらいかがだと思います。

○大森産業部長 乙亥の里のうちの温浴施設とトレーニング室、これにはカルチャー室というのがありますがそれも含めてトレーニング室、それから会議室、和室になっておりますがその部分であります。

○21番梅川光俊君 ちょっと済みません、私の質問の方も、私が悪かったんかなと思うんですけども、この施設には商業施設、それから相撲をする施設、それから今言われた施設、この3つに大体分かれるんかなと思っております。それを全部含めて商工会に管理者として全部管理をされるのか、それとも今言われた3つが商工会に行くのか、その辺の内容がちょっとわかりにくいのでその説明をお願いをしたいと思います。

○大森産業部長 申しわけありません。ただいま申し上げました温浴施設、トレーニング施設、カルチャー室、会議室、研修室に限って委託をすると、指定管理者にお願いをするということでもあります。あとのアリーナとか表のインキョウターとかというのは全然関係のないものであります。

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第12号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時29分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時30分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第13号及び議案第14号の2件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、2件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 議案第13号「平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○安藤建設部長 議案第13号「平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成16年度、平成17年度の2カ年にわたる岩木地区処理施設建設事業において、平成16年度の出来高変更に伴う継続費の補正でございます。

現在発注いたしております処理施設の基礎工事におきまして、基礎地盤の支持力が十分得られなかったため、土質の悪い地層を取り除き支持力が得られる良質土に置きかえたことで、不測の日数を要し、工事の進捗が伸びず計画どおりの出来高が得られないため、平成16年度の年度割り額を2,800万円減額し、平成17年度の年度割り額を2,800万円増額するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第13号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 議案第14号「西予市長及び助役の給与の減額に関する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○三好市長 議案第14号「西予市長及び助役の給与の減額に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

昨年10月に起きました当市職員の逮捕という不祥事につきましては、市民の行政に対する信用を大きく失墜させた事件であり、まことに遺憾なことであります。ご迷惑をかけました被害者の方々及び市民の皆様にご場をかりまして深くおわびを申し上げます。

もとより、市職員は勤務時間中には当然のことではありますが、勤務時間外及び休日においても職員としての本分を見失うことなく、誠実かつ公正でなければならずそれを逸脱する言動は厳に慎まなければなりません。今回の事件におきましても、当時の職員は体調不良のため休職中であり、勤務についていない、いわゆるプライベートな時間に起こしたものでありましたが、先ほど申し上げました職員としての自覚や品位に欠けた行動をとったことは、日ごろの職員への教育、指導が徹底できなかったことに原因があるとその責任を痛感しております。

本条例は、そうした職員教育の徹底不足が招いた事件に対する市長及び助役としての責任を明確にし、制定するものであり、3月分の給料をそれぞれ1割減額するものであります。

なお、今回の事件を踏まえ、今後は職員教育を徹底し、庁内の法規をより一層正すとともに同様の事件の再発防止を図り、市民の皆様の信頼回復に努める所存であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第14号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもって平成17年第2回西予市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時36分

平成 1 7 年第 2 回西予市議会臨時会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
承認第 1 号	専決処分第 1 号の承認を求めることについて（愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について）	17.2.23	原案承認
承認第 2 号	専決処分第 2 号の承認を求めることについて（愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について）	17.2.23	原案承認
承認第 3 号	専決処分第 3 号の承認を求めることについて（愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について）	17.2.23	原案承認
承認第 4 号	専決処分第 4 号の承認を求めることについて（愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について）	17.2.23	原案承認
承認第 5 号	専決処分第 5 号の承認を求めることについて（愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）	17.2.23	原案承認
承認第 6 号	専決処分第 6 号の承認を求めることについて（愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について）	17.2.23	原案承認
承認第 7 号	専決処分第 7 号の承認を求めることについて（愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について）	17.2.23	原案承認
承認第 8 号	専決処分第 8 号の承認を求めることについて（愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について）	17.2.23	原案承認
議案第 7 号	西予市野村町エコセンター新築工事変更請負契約について	17.2.23	原案可決
議案第 8 号	西予市内小中学校校内 LAN 端末等の取得について	17.2.23	原案可決
議案第 9 号	西予市職員の退職手当の特例に関する条例制定について	17.2.23	原案可決
議案第 10 号	西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例制定について	17.2.23	原案可決
議案第 11 号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	17.2.23	原案可決
議案第 12 号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	17.2.23	原案可決
議案第 13 号	平成 16 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）	17.2.23	原案可決
議案第 14 号	西予市長及び助役の給与の減額に関する条例制定について	17.2.23	原案可決